

栃木県フィルムコミッション事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栃木県（以下、「本県」という。）が、栃木県の魅力を国内外に広く発信し、栃木県のブランド力向上及び観光誘客へ寄与するプロモーションの一環として、県内における映像又は出版物の撮影等を支援する栃木県フィルムコミッション事業（以下、「本事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 良好な撮影環境を保持するため、撮影者に対して行う支援（以下「撮影支援」という。）
- (2) 撮影受入環境を整備するため、撮影受入施設に対して行う支援（以下「撮影受入支援」という。）
- (3) 市町フィルムコミッション所管課や地域フィルムコミッション（以下、「市町管内フィルムコミッション」という。）との連携（以下「市町連携」という。）
- (4) 本事業に係る広報
- (5) その他、本事業の実施にあたって必要な事項

2 前項第1号に定める撮影支援として、次に掲げる取組のうち案件に応じて必要な支援を行う。

- (1) 撮影相談 撮影者からの撮影に関する相談への対応、アドバイス等
- (2) 情報提供 撮影者からの相談に基づき実施する県内での撮影に関する情報提供、撮影受入施設に関する情報提供及び撮影機材等に関するアドバイス等
- (3) 撮影受入施設との調整 撮影者の要望をふまえた撮影受入施設との撮影実施に関する諸調整
- (4) 撮影時の立会い等 前各号をふまえた撮影受入施設における撮影時の立会い、現場調整及び現場確認等

3 第1項第2号に定める撮影受入支援として、次に掲げる取組のうち案件に応じて必要な支援を行う。

- (1) 撮影相談 撮影受入に関する撮影受入施設からの相談への対応、アドバイス等
- (2) 情報提供 撮影受入施設に対する撮影者、撮影に関する情報提供等

4 第1項第3号に定める市町連携として、市町管内フィルムコミッション等からの依頼により、次に掲げる取組のうち必要な支援を行う。

- (1) 第2項及び第3項に定める事項
- (2) 地域フィルムコミッションの設立、活動の支援等

(支援対象)

第3条 本事業では、次の各号のいずれかに該当する撮影を除いて、前条に定める撮影の支援を行うものとする。

- (1) 宗教的または政治的な宣伝意図を有する映像または出版物等の撮影
- (2) 一般財団法人映画倫理機構から「R18+」の指定を受ける見込みの映画の撮影

- (3) 視聴年齢制限を設ける予定のテレビ等放送番組に係る映像の撮影
- (4) 公序良俗に反する映像の撮影
- (5) 法令等を遵守せず行われる撮影
- (6) 本事業の趣旨に反する映像または出版物の撮影
- (7) 施設管理者の指示に従わない等、本事業の運営上支障がある撮影
- (8) 公益を害する恐れのある撮影
- (9) 栃木県暴力団排除条例（平成 23 年 10 月 19 日条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団員等と関係を有すると認められる者が行う撮影
- (10) その他、観光交流課長が対象外と認めた撮影

（申請手続等）

第 4 条 第 2 条第 2 項に定める撮影支援を希望する撮影者は（以下「申請者」という。）は、必要書類を添付の上、「栃木県フィルムコミッション ロケ支援依頼書」（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 申請者は、依頼書の別紙に記載された同意事項を遵守しなければならない。

3 申請者は、第 1 項に基づく申請内容に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

（撮影終了の報告）

第 5 条 撮影者は、撮影が終了した後、速やかにロケ実績アンケート（様式第 2 号）を提出するものとする。

（支援の拒否）

第 6 条 この要綱に基づく支援を受けた撮影に関し、この要綱の規定に違反し、若しくはそれらの規定に基づく第 9 条に定める本事業の所管課の指示を無視し、又は法令及び管理権限に基づく施設管理者の指示に反した制作者に対しては、将来の撮影に関する支援を拒否することができる。

（免責）

第 7 条 本県は、この要綱に基づき支援した映像作品の内容について、責任を負わないものとする。

2 施設管理者は、撮影受入に関連し損害等が発生した場合であっても、本県にその賠償を求めることはできない。

3 撮影者は、撮影予定日までに施設管理者から撮影の許可が得られない、又は撮影の許可を得た後、施設管理者から当該許可を取り消された等により、予定どおりに撮影ができなかった場合であっても、そのことを理由として、本県に損害の賠償を求めることはできない。

(費用)

第8条 この要綱に基づく撮影支援を受け、撮影受入施設を利用して撮影を行った場合において、当該施設が定める利用料金は、撮影者の負担とする。

(事業の所管)

第9条 本事業に係る事務は、産業労働観光部観光交流課が行う。

(その他)

第10条 本事業の実施にあたっては、施設管理者の意志及び決定を尊重するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別途観光交流課長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から適用する。

栃木県フィルムコミッション ロケ支援依頼書

の該当する箇所をチェックするとともに、詳細を網掛け箇所に記入ください。

1 依頼者について

依頼団体	団体名称	
	所在地	
	電話	
栃木県フィルム コミッションと の交渉担当者	担当者名	
	携帯電話	
	メール	@
事故発生時の 問い合わせ 窓口	社名	
	担当者名	
	携帯電話	
	メール	@

2 作品の概要について

作品名	
作品の種類	<input type="checkbox"/> 映画・ <input type="checkbox"/> ドラマ・ <input type="checkbox"/> 情報バラエティ・ <input type="checkbox"/> CM・ <input type="checkbox"/> 音楽PV <input type="checkbox"/> その他
制作会社	
配給元・放送局等	
公開・放送等の時期	年 月ごろ <input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 予定

3 撮影現場について

撮影日程	月 日から 月 日 のうち 日間 <input type="checkbox"/> 決定 <input type="checkbox"/> 予定 <input type="checkbox"/> 未定
主な県内ロケ予定地 <small>※県内ロケ地予定地が未定の場合は本項目は空欄で結構です。</small>	
撮影予定規模	撮影人員 名 (キャスト、スタッフ含む)
	撮影車両 ロケバス 台 乗用車 台 トラック 台 その他 台

4 依頼事項について

依頼内容	<input type="checkbox"/> ロケ地相談、 <input type="checkbox"/> 関連業者紹介、 <input type="checkbox"/> 許認可手続、 <input type="checkbox"/> エキストラ募集 <input type="checkbox"/> その他
依頼内容の詳細 ※県内でロケ地を探している場合は 本項目に希望する内容を記入してく ださい。	

5 承諾事項について

※下記の事項に承諾いただけない場合は、支援をお断りする場合があります。

内容	チェック欄	
撮影等に関して生ずる損害（エキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者に 係るものを含む）を対象とする損害保険に加入しています。	<input type="checkbox"/>	
栃木県フィルムコミッションがロケ現場の撮影（出演者が映りこまないものに限る）し、 作品の情報解禁後に栃木県フィルムコミッションの広報媒体やイベント等に使用することを 認めます。	<input type="checkbox"/>	
栃木県フィルムコミッションに撮影の成果物（映像ソフトなど）を可能な限り提出します。	<input type="checkbox"/>	
作品に「栃木県フィルムコミッション」のクレジットを入れます。	<input type="checkbox"/>	
宣伝用ポスターやスチール写真、出演者のサイン、撮影に使用した脚本や小道具、その他グッ ズ等を可能な限り提供し、作品の情報解禁後に栃木県フィルムコミッションが広報媒体やイベ ント等に使用することを認めます。	<input type="checkbox"/>	
上記により提供 を受けたグッズ 等の使用に係る 相談窓口		
社名		
担当者名		
電 話		
メール	@	

6 その他

添付書類	<input type="checkbox"/> 同意書（必須） <input type="checkbox"/> 香盤表 <input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> 脚本（ <input type="checkbox"/> 抜粋） <input type="checkbox"/> その他（
------	--

同意書

依頼者は、栃木県フィルムコミッション（以下「当団体」という。）にロケ支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守します。

1 依頼者の一般的義務

- ・ 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動（以下「撮影等」という。）を実施するものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等において、法令等を遵守するものとします。当団体は、依頼者が法令遵守をしていないと判断した場合に、ロケ支援を中止することがあります。
- ・ 依頼者は、当団体の求めにより、当団体がロケ支援を実行するために必要な協力又は作業を行うものとします。かかる必要な協力又は作業が行われない場合には、当団体は、ロケ支援を実行しないことがあります。
- ・ 依頼者は、当団体との連絡にあたる担当者を明確にし、変更があった場合には直ちに通知するものとします。

2 事故等の防止

- ・ 依頼者は、事故を防止するための最善の注意をし、必要な措置を取るものとします。
- ・ 密閉された空間（洞窟、採石場等）で発電機等の有害ガスが出る機材を使用する場合には、換気が十分可能な場所へ設置します。万が一、有害ガス等の吸引による体調の変化を感じたときは、速やかに撮影を中止し空間内から退去するものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。
- ・ 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適切な措置をとらないと当団体が判断したときは、依頼者は、当団体の指示に従い直ちに撮影等を中止するものとします。
- ・ 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、当団体に対して直ちに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。
- ・ その他、「映画、テレビ番組等の撮影現場における労働災害防止について」（平成 10 年 11 月 18 日付 労働省労働基準局安全衛生部安全課長事務連絡）を厳守します。

3 保険

- ・ 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するものとします。
- ・ 依頼者は、エキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に参加する者（以下「参加者等」という。）を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生ずる損害を保険の対象に含めるものとします。
- ・ 依頼者は、当団体の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適切な損害保険

に加入したことを証明する書面を当団体に提出するものとします。

4 地域住民の合意形成、現地における調整等

- ・ 依頼者は、撮影等について、地域住民の合意形成がなされるような必要な最善の措置をとるよう努めるものとします。当団体は、かかる合意形成のための措置に関して、依頼者に助言を行うことがあり、依頼者はかかる助言に基づき必要な措置をとるよう努めるものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者又は管理者等から必要な許諾を事前に得るものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の地域住民等の迷惑となる行為を行う必要がある場合は、事前に説明会を開催するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えないように努めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置その他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の承諾を得なければならないものとします。

5 第三者との関係

- ・ 依頼者は、当団体が紹介した参加者等について、その送迎、誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。
- ・ 依頼者は、当団体が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものであることを理解し、かかる契約を遵守するものとします。依頼者がかかる関係者等との間でトラブル・紛争が発生した場合でも、当団体は一切の責任を負わないものとします。

6 計画

- ・ 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他ロケ支援に必要な情報及び資料を、当団体の求めに応じて事前に当団体に提出するものとします。
- ・ 依頼者は、当団体に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変更が生じた場合には、直ちに当団体に通知するものとします。
- ・ 自然災害時（地震、台風、豪雨、洪水等）の撮影については、スケジュールを組み替える等の対応をし、無理な撮影を行いません。

7 原状回復等

- ・ 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに原状回復させ、かつ清掃するものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、指定された様式のアンケートに回答することで、当団体に撮影等の終了を報告するものとします。

8 ロケ支援の実行

- ・ 当団体は、依頼者が求めるロケ支援を実行するよう努めるものとします。
- ・ 具体的なロケ支援の実行にあたっては、依頼者と当団体は必要な事項について誠実に協議するものとします。

9 損害賠償

- ・ 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処し、当該団体に対していかなる請求等をしないものとします。
- ・ 依頼者によって当団体に損害が生じた場合、依頼者は、当団体に対しかかる損害を賠償するものとします。

10 免責

- ・ 当団体は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものとします。
- ・ 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとします。当団体は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。
- ・ 依頼者は、ロケ支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分なロケ支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。当団体は、ロケ支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わないものとします。
- ・ 当団体は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、ロケ支援を実行できないことがあります。当団体は、依頼を受けたロケ支援を実行できないことについて責任を負わないものとします。
- ・ 依頼者が、当団体のロケ支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は当団体の要請に応じない場合には、当団体は、当団体がロケ支援を実行しないことについて責任を負わないものとします。
- ・ 当団体は、当団体が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約その他の取引について責任を負わないものとします。

11 広報

- ・ 当団体は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトでの紹介、独自ポスターの作成その他の方法で当団

体の広報に用いることがあります。

12 要請事項

- ・ 当団体は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかかる要請に応じない場合には、当団体は依頼されたロケ支援を実行しないことがあります。
 - a 当団体がロケ現場を撮影（出演者が映り込まないものに限る）し、作品の情報解禁後に当団体の広報媒体やイベント等に使用することを認めること。
 - b 当団体に撮影等の成果物（映像ソフトなど）を可能な限り提出すること。
 - c 作品に当団体のクレジットを入れること。
 - d 宣伝用ポスターやスチール写真、出演者のサイン、撮影に使用した小道具、その他グッズ等を可能な限り提供し、作品の情報解禁後に当団体が広報媒体やイベント等に使用することを認めること。

団 体 名 _____

名前（署名） _____

ロケ実績アンケート

この度は、栃木県をロケ地にお選びいただき、ありがとうございました。

本県では、今後のロケ支援体制をさらに充実させていくために、下記のようなアンケートを実施しております。大変お手数をおかけいたしますが、御協力方、よろしくお願いいたします。

〔 チェックボックス(□)のある項目は、該当するものに、「V」印を記入願います。 〕

(1) 記入者

制作会社名 (団体名)		担当者名 (連絡先)	(TEL)
----------------	--	---------------	--------

(2) 作品情報について

作 品 名			
公開(放送・発売)時期	— 年 — 月 — 日 (□決定・□予定・□未定)		
ロケ実績の公表	<input type="checkbox"/> 公表可能 (— 年 — 月 — 日)	<input type="checkbox"/> 公表不可	

(3) 栃木県における撮影実績

(撮影場所が複数ある場合は任意様式にて取りまとめてください)

県内での撮影場所			
期 間	— 年 — 月 — 日 ~ — 年 — 月 — 日 までのうち 日間		
スタッフ数(概数)	人		

(4) 上記(3)の撮影において消費された金額

(概算で結構です。撮影した市町が複数ある場合は任意様式にて取りまとめてください。)

項目 \ 消費地	撮影した市町()	その他県内
飲食代	円	円
宿泊費	円	円
施設等使用料	円	円
資機材等購入費	円	円
資機材等レンタル代	円	円
交通費・燃料代	円	円
ロケハン費用	円	円
その他()	円	円
合 計	円	円

(5) 御意見・御要望等ございましたらご記入下さい

--

※ ご協力ありがとうございました。